

宮城県公報

宮 城 県
（総務部私学文書課）
宮城県仙台市青葉区
本町三丁目8番1号
電話 022(211)2267
（毎週火、金曜日発行）

目 次

人事委員会

○人事委員会規則七―三十九（へき地手当等）の一部を改正する規則	一
○人事委員会規則七―六十二（特地勤務手当等）の一部を改正する規則	一
○人事委員会規則八―五（職員の勤務時間、休暇等に関する規則）の一部を改正する規則	五
○人事委員会規則八―六（学校職員の勤務時間、休暇等に関する規則）の一部を改正する規則	六
○人事委員会の権限（職員の勤務時間等の基準等）の一部の委任の一部を改正する告示	七
○人事委員会の権限（学校職員の勤務時間等の基準等）の一部の委任の一部を改正する告示	七
○人事委員会の権限（特地勤務手当等）の一部の委任の一部を改正する告示	八

ページ

人事委員会

人事委員会規則七―三十九（へき地手当等）の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十六年三月十三日

宮城県人事委員会

委員長 高 橋 俊 一

○人事委員会規則七―三十九―三十五

人事委員会規則七―三十九（へき地手当等）の一部を改正する規則

人事委員会は、職員の給与に関する条例（昭和三十二年宮城県条例第二十九号）に基づき、人事委

員会規則七―三十九（へき地手当等）の一部を次のように改正する。
附則別表二級の項中

七ヶ宿町立湯原小学校

刈田郡七ヶ宿町字町裏八一

を削り、

同表一級の項中

七ヶ宿町立関小学校

刈田郡七ヶ宿町字利津保一六の一

を

七ヶ宿町立七ヶ宿小学校

刈田郡七ヶ宿町字利津保一六の一

に改め、

同表準へき地学校の項中

大崎市立中山小学校

大崎市鳴子温泉字川端一八八

を削る。

別表二級の項中

七ヶ宿町立湯原小学校

刈田郡七ヶ宿町字町裏八一

を削り、

同表一級の項中

七ヶ宿町立関小学校

刈田郡七ヶ宿町字利津保一六の一

を

七ヶ宿町立七ヶ宿小学校

刈田郡七ヶ宿町字利津保一六の一

に改め、

同表準へき地学校の項中

大崎市立中山小学校

大崎市鳴子温泉字川端一八八

を削る。

附 則

この規則は、平成二十六年四月一日から施行する。

人事委員会規則七―六十二（特地勤務手当等）の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十六年三月十三日

宮城県人事委員会

委員長 高 橋 俊 一

○人事委員会規則七十六十二―三十五

人事委員会規則七十六十二(特地勤務手当等)の一部を改正する規則

人事委員会は、職員の給与に関する条例(昭和三十二年宮城県条例第二十九号)に基づき、人事委員会規則七十六十二(特地勤務手当等)の一部を次のように改正する。

第一条中「別表に掲げる公署」の下に「及び臨時的に置かれる公署で別に人事委員会が定めるもの」を加える。

第二条第一項中「級別区分」の下に「(前条の人事委員会が定める公署にあつては、人事委員会が定める当該公署の級別区分)」を加え、「六級地 百分の二十五」及び「五級地 百分の二十」を削る。

第二条の次に次の一条を加える。

(特地勤務手当を支給しない期間)

第二条の二 次に掲げる公署に勤務する職員には、毎年十一月一日から翌年三月三十一日までの期間(以下「冬期」という。)以外の期間は、特地勤務手当を支給しない。

一 別表第二号の表に掲げる公署

二 第一条の人事委員会が定める公署のうち人事委員会が定めるもの

第三条に見出しとして「(特地勤務手当と地域手当との調整)」を付し、同条中「職員」の下に「(前条の規定により特地勤務手当を支給されない職員を除く。)」を加え、「同条」を「給与条例第十一条の二」に改める。

第四条第二項の表中

六級地から三級地まで

を 四級地又は三級地

に、

異動等の日から起算して五年に達した後

百分の二

を

異動等の日から起算して五年に達した後

百分の二

備考 第二条の二各号に掲げる公署のうち第五項第一号に掲げる公署以外の公署に在勤する職員に対する冬期以外の期間におけるこの表の適用については、当該公署を準特地公署とみなす。

に改め、同条に次の一項を加

える。

5 第一項の規定にかかわらず、次に掲げる公署に在勤する職員には、冬期以外の期間は、給与条例第十二条の三第一項の規定による特地勤務手当に準ずる手当を支給しない。

一 第二条の二各号に掲げる公署のうち人事委員会が定めるもの
二 準特地公署のうち人事委員会が定めるもの

第五条第四項中「前条」を「前条第一項から第四項まで」に改め、同条に次の一項を加える。

5 前項の規定にかかわらず、前条第五項各号に掲げる公署に在勤する職員には、冬期以外の期間は、給与条例第十二条の三第二項の規定による特地勤務手当に準ずる手当を支給しない。

第九条を第十一条とし、第八条の次に次の二条を加える。

(報告)

第九条 各任命権者は、特地公署又は準特地公署(以下この条において「特地公署等」という。)が移転する場合、特地公署等の名称が変更される場合その他人事委員会の定める場合には、速やかに、その旨及びその内容を人事委員会に報告するものとする。

2 前項に定める場合のほか、各任命権者は、人事委員会の定めるところにより、特地公署等の所在地における生活環境等の実情について人事委員会に報告するものとする。

(特地公署等の見直し)

第十条 特地公署及び準特地公署並びに級別区分については、五年ごとに見直すのを例とする。

附則第二項を削り、附則第一項の見出し及び項番号を削る。

別表を次のように改める。

別表

一 一年を通じて特地勤務手当が支給される公署

級別区分	公署名	所在地
一級地	北部地方振興事務所 栗原地域事務所 栗駒ダム管理事務所	栗原市栗駒沼倉玉山一

備考 この表の所在地欄に掲げる所在地の表示は、平成二十六年四月一日における区域を示し、その後における当該区域に係る表示の変更によつて影響されるものではない。

二 冬期に限り特地勤務手当が支給される公署

級別区分	公署名	所在地
一級地	白石警察署湯原駐在所	刈田郡七ヶ宿町字湯原二の一

備考 この表の所在地欄に掲げる所在地の表示は、平成二十六年四月一日における区域を示し、その後における当該区域に係る表示の変更によつて影響されるものではない。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成二十六年四月一日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の日(以下「施行日」という。)の前日において給与条例第十二条の二第一項に規定する特地公署(以下「特地公署」という。)とされていた公署のうち、施行日に特地公署に該当しないこととなったものに施行日の前日から引き続き勤務する職員(施行日以後公署を異にする異動をした職員を除く。)に対する給与条例第十二条の二の規定の適用については、平成二十九年三月三十一日までの間(その期間内に当該公署が特地公署若しくは準特地公署(給与条例第十二条の三第一項に規定する準特地公署をいう。以下同じ。))に該当することとなった場合又は準特地公署に該当しないこととなった場合にあつては、その該当し、又は該当しないこととなった日の前日までの間)、当該公署を特地公署とみなし、特地勤務手当を支給する。

3 前項の規定の適用を受ける職員の特地勤務手当の月額は、改正後の規則第二条及び第六条の規定にかかわらず、特地勤務手当経過措置基礎額に当該公署の施行日の前日における級別区分に係る支給割合を乗じて得た額に、施行日から平成二十七年三月三十一日までの間にあつては百分の百を、同年四月一日から平成二十八年三月三十一日までの間にあつては百分の七十を、同年四月一日から平成二十九年三月三十一日までの間にあつては百分の四十を乗じて得た額(その額に一円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額)とする。

4 前項の特地勤務手当経過措置基礎額は、改正後の規則第二条第二項各号に定める日(規則七十一六十二(人事委員会規則七十一六十二(特地勤務手当等)の一部を改正する規則)附則第二項の規定により読み替えられる場合にあつては、平成十年四月一日)に受けていた号俸の月額(育児休業法第十一条第一項に規定する育児短時間勤務職員及び育児休業法第十七条の規定による短時間勤務をしている職員(以下この項及び附則第七項において「育児短時間勤務職員等」という。))以外の職員であつてその日において育児短時間勤務職員等であつたものにあつてはその月額をその日における職員勤務時間条例第二条第一項又は学校職員勤務時間条例第三条第一項の規定により定められたその者の勤務時間で除して得た数(以下この項及び附則第七項において「育児短時間算出率」という。))で除して得た額、育児短時間勤務職員等であつてその日において育児短時間勤務職員等以外の職員であつたものにあつてはその月額に育児短時間算出率を乗じて得た額、育児短時間勤務職員等であつてその日において育児短時間勤務職員等であつたものにあつてはその月額をその日に

おける育児短時間算出率で除して得た額に育児短時間算出率を乗じて得た額)及び扶養手当の月額(以下この項において「当該定める日に受けていた給料及び扶養手当の月額」という。))の合計額の二分の一に相当する額と施行日の前日に受けていた給料の月額(育児短時間勤務職員等以外の職員であつてその日において育児短時間勤務職員等であつたものにあつてはその月額をその日における育児短時間算出率で除して得た額、育児短時間勤務職員等であつてその日において育児短時間勤務職員等以外の職員であつたものにあつてはその月額に育児短時間算出率を乗じて得た額、育児短時間勤務職員等であつたものにあつてはその月額に育児短時間算出率を乗じて得た額)及び扶養手当の月額の合計額の二分の一に相当する額を合算した額(その額が当該定める日に受けていた給料及び扶養手当の月額の合計額の二分の一に相当する額と現に受ける給料及び扶養手当の月額の合計額の二分の一に相当する額(給与条例附則第二十九項の規定により給与が減せられて支給される職員(以下「減額支給対象職員」という。))にあつては、当該額から、現に受ける給料の月額に百分の〇・七を乗じて得た額(現に受ける給料の月額に百分の九十九・三を乗じて得た額が、当該減額支給対象職員の属する職務の級における最低の号俸の給料月額(当該減額支給対象職員が、育児短時間勤務職員等である場合にあつては当該最低の号俸の給料月額に育児短時間算出率を乗じて得た額(これらの額に一円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額。以下同じ。))に達しない場合にあつては、現に受ける給料の月額から当該減額支給対象職員の属する職務の級における最低の号俸の給料月額を減じた額(以下「減額基礎額」という。))の二分の一に相当する額を減じた額)を合算した額を超えることとなる期間については、当該合算した額)とする。

5 施行日の前日において特地公署とされていた公署のうち、施行日に特地公署に該当しないこととなったものに施行日の前日から引き続き在勤する職員(施行日以後公署を異にする異動をした職員を除く。))に対する給与条例第十二条の三の規定の適用については、平成二十九年三月三十一日までの間(その期間内に当該公署が特地公署又は準特地公署に該当することとなった場合にあつては、その該当した日の前日までの間)、当該公署を特地公署とみなし、特地勤務手当に準ずる手当を支給する。

6 前項の規定の適用を受ける職員の特地勤務手当に準ずる手当の月額は、改正後の規則第四条第二項から第四項まで、第五条第四項及び第六条の三の規定にかかわらず、次の各号に掲げる職員の区分に応じ当該各号に定める額とする。

一 施行日において準特地公署に該当することとなった公署に在勤する職員(次号に掲げる職員を除く。)) 当該公署を準特地公署とみなした場合における改正後の規則第四条第二項から第四項まで、第五条第四項又は第六条の三の規定による特地勤務手当に準ずる手当の月額に、準ずる手

当経過措置基礎額に次のイ又はロに掲げる職員の区分に応じそれぞれイ又はロに定める割合（ただし、施行日前に給与条例第十二条の三第一項に規定する公署を異にする異動の日（当該職員が改正後の規則第五条第四項第一号に規定する職員である場合にあっては、同号に規定する日。以下「異動の日」という。）から起算して四年に達した場合及び施行日から平成二十九年三月三十一日までの間に異動の日から起算して四年に達した場合におけるその四年に達した日後については、零）を乗じて得た額に施行日から平成二十七年三月三十一日までの間にあっては百分の百を、同年四月一日から平成二十八年三月三十一日までの間にあっては百分の七十を、同年四月一日から平成二十九年三月三十一日までの間にあっては百分の四十を乗じて得た額（その額に一円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）を加算して得た額（その額が現に受ける給料及び扶養手当の月額合計額（減額支給対象職員にあっては、当該合計額から減額基礎額を減じた額）に百分の六を乗じて得た額を超えるときは、当該額（その額に一円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額））

イ 施行日の前日における級別区分が四級地とされていた公署に在勤する職員 百分の二

ロ イに掲げる職員以外の職員 百分の一

二 施行日において改正後の規則第四条第五項第二号に掲げる公署に該当することとなった公署に在勤する職員 次に掲げる期間の区分に応じ、それぞれ次に定める額

イ 毎年十一月一日から翌年三月三十一日までの期間（以下「冬期」という。）以外の期間 準

ずる手当経過措置基礎額に次の(1)又は(2)に掲げる職員の区分に応じそれぞれ(1)又は(2)に定める割合（ただし、施行日前に異動の日から起算して四年に達した場合における施行日から異動の日から起算して五年に達する日までの間及び施行日から平成二十九年三月三十一日までの間に異動の日から起算して四年に達した場合におけるその四年に達した日後から当該期間内の異動の日から起算して五年に達する日までの間については百分の四、施行日前に異動の日から起算して五年に達した場合及び施行日から平成二十九年三月三十一日までの期間内に異動の日から起算して五年に達した場合におけるその五年に達した日後については百分の二）を乗じて得た額に、施行日から平成二十七年三月三十一日までの間にあっては百分の百を、同年四月一日から平成二十八年三月三十一日までの間にあっては百分の七十を、同年四月一日から平成二十九年三月三十一日までの間にあっては百分の四十を乗じて得た額（その額に一円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）

(1) 施行日の前日における級別区分が四級地とされていた公署に在勤する職員 百分の六

(2) (1)に掲げる職員以外の職員 百分の五

ロ 冬期 前号に定める額

三 前二号に掲げる職員以外の職員 前号イに定める額

7 前項の準ずる手当経過措置基礎額は、改正後の規則第四条第二項（同条第三項及び第四項において読み替えられる場合を含む。）又は第五条第四項に規定する日に受けていた給料の月額（育児短時間勤務職員等以外の職員であつてその日において育児短時間勤務職員等であつたものにあつてはその月額をその日における育児短時間算出率で除して得た額、育児短時間勤務職員等であつてその日において育児短時間勤務職員等以外の職員であつたものにあつてはその月額に育児短時間算出率を乗じて得た額、育児短時間勤務職員等であつてその日において育児短時間勤務職員等であつたものにあつてはその月額をその日における育児短時間算出率で除して得た額）及び扶養手当の月額合計額（その額が当該職員の現に受ける給料及び扶養手当の月額合計額（減額支給対象職員にあっては、当該合計額から減額基礎額を減じた額）を超えることとなる期間については、当該合計額）とする。

8 附則第六項の規定の適用を受ける職員（同項第一号及び第三号の規定の適用を受ける職員を除く。）については、施行日から平成二十八年十月三十一日までの間は、改正後の規則第四条第五項及び第五条第五項の規定は、適用しない。

9 施行日の前日において特地公署とされていた公署のうち、施行日に改正後の規則第二条の二各号に掲げるもの（以下この項及び次項において「特定特地公署」という。）に該当することとなったものに施行日の前日から引き続き勤務する職員の給与条例第十二条の二の規定による特地勤務手当（冬期以外の期間に支給するものに限る。）の月額は、改正後の規則第二条及び第六条の規定にかかわらず、平成二十八年十月三十一日までの間（その期間内に当該公署が特定特地公署に該当しないこととなった場合にあっては、その該当しないこととなった日の前日までの間）、附則第三項の特地勤務手当経過措置基礎額に当該公署の施行日の前日における級別区分に係る支給割合を乗じて得た額に、施行日から平成二十六年十月三十一日までの間にあっては百分の百を、平成二十七年四月一日から同年十月三十一日までの間にあっては百分の七十を、平成二十八年四月一日から同年十月三十一日までの間にあっては百分の四十を乗じて得た額（その額に一円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）とする。

10 施行日の前日において特地公署とされていた公署のうち、施行日に特定特地公署に該当することとなったものに施行日の前日から引き続き勤務する職員の給与条例第十二条の二の規定による特地勤務手当（冬期に支給するものに限る。）の月額は、改正後の規則第二条及び第六条の規定にかかわらず、平成二十九年三月三十一日までの間（その期間内に当該公署が級別区分の異なる特地公署に該当することとなった場合又は特定特地公署に該当しないこととなった場合にあっては、その該当し、又は該当しないこととなった日の前日までの間）、改正後の規則第二条（規則七―六十二―

十二附則第二項の規定において読み替えられる場合を含む。又は第六条の規定による特地勤務手当の月額に、附則第三項の特地勤務手当経過措置基礎額に百分の四を乗じて得た額に平成二十六年十一月一日から平成二十七年三月三十一日までの間にあっては百分の百を、平成二十七年十一月一日から平成二十八年三月三十一日までの間にあっては百分の七十を、平成二十八年十一月一日から平成二十九年三月三十一日までの間にあっては百分の四十を乗じて得た額（その額に一円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）を加算して得た額（その額が現に受ける給料及び扶養手当の月額合計額（減額支給対象職員にあっては、当該合計額から減額基礎額を減じた額）に百分の二十五を乗じて得た額を超えるときは、当該額（その額に一円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）とする。

11 附則第九項の規定の適用を受ける職員については、施行日から平成二十八年十月三十一日までの間は、改正後の規則第二条の二の規定は、適用しない。

12 施行日の前日において特地公署とされていた公署のうち、施行日に特定特地公署に該当することとなったものに施行日の前日から引き続き在勤する職員の給与条例第十二条の三の規定による特地勤務手当に準ずる手当（冬期以外の期間に支給するものに限る。）の月額は、改正後の規則第四条第二項から第四項まで、第五条第四項及び第六条の三の規定にかかわらず、平成二十八年十月三十一日までの間（その期間内に当該公署が特定特地公署に該当しないこととなった場合にあっては、その該当しないこととなった日の前日までの間）、改正後の規則第四項第五項第一号に掲げる公署に該当することとなった場合にあってはその該当することとなった日の前日までの間）、改正後の規則第四条第二項から第四項まで、第五条第四項又は第六条の三の規定による特地勤務手当に準ずる手当の月額に、附則第六項の準ずる手当経過措置基礎額に百分の一（施行日前に異動の日から起算して四年に達した場合及び施行日から平成二十八年十月三十一日までの期間内に異動の日から起算して四年に達した場合におけるその四年に達した日後については、零）を乗じて得た額に施行日から平成二十六年十月三十一日までの間にあっては百分の百を、平成二十七年四月一日から同年十月三十一日までの間にあっては百分の七十を、平成二十八年四月一日から同年十月三十一日までの間にあっては百分の四十を乗じて得た額（その額に一円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）を加算して得た額（その額が現に受ける給料及び扶養手当の月額合計額（減額支給対象職員にあっては、当該合計額から減額基礎額を減じた額）に百分の六を乗じて得た額を超えるときは、当該額（その額に一円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）とする。

13 施行日における級別区分が施行日の前日における級別区分より下位となった公署（附則第九項及び第十項の特定特地公署を除く。）に施行日前から引き続き勤務する職員（施行日以後公署を異にする異動をした職員を除く。）の給与条例第十二条の二の規定による特地勤務手当の月額は、改正

後の規則第二条及び第六条の規定にかかわらず、平成二十九年三月三十一日までの間（その期間内に当該下位となった公署が級別区分の異なる特地公署に該当することとなった場合又は特地公署に該当しないこととなった場合にあっては、その該当し、又は該当しないこととなった日の前日までの間）、改正後の規則第二条（規則七―六十二―十二附則第二項の規定において読み替えられる場合を含む。）又は第六条の規定による特地勤務手当の月額に、附則第三項の特地勤務手当経過措置基礎額に当該公署の同日における級別区分に係る支給割合から施行日における級別区分に係る支給割合を減じた割合を乗じて得た額に施行日から平成二十七年三月三十一日までの間にあっては百分の百を、同年四月一日から平成二十八年三月三十一日までの間にあっては百分の七十を、同年四月一日から平成二十九年三月三十一日までの間にあっては百分の四十を乗じて得た額（その額に一円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）を加算して得た額（その額が現に受ける給料及び扶養手当の月額合計額（減額支給対象職員にあっては、当該合計額から減額基礎額を減じた額）に百分の二十五を乗じて得た額を超えるときは、当該額（その額に一円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）とする。

14 施行日の前日において準特地公署とされていた公署のうち、施行日に準特地公署に該当しないこととなったものに施行日の前日から引き続き勤務する職員（施行日以後公署を異にする異動をした職員を除く。）に対する給与条例第十二条の三の規定の適用については、平成二十九年三月三十一日までの間（その期間内に当該公署が特地公署又は準特地公署に該当することとなった場合にあっては、その該当することとなった日の前日までの間）、当該公署を準特地公署とみなし、特地勤務手当に準ずる手当を支給する。

15 前項の規定の適用を受ける職員の特地勤務手当に準ずる手当の月額は、改正後の規則第四条第二項から第四項まで、第五条第四項及び第六条の二の規定にかかわらず、附則第七項の準ずる手当経過措置基礎額に百分の四（施行日前に異動の日から起算して五年に達した場合及び施行日から平成二十九年三月三十一日までの期間内に異動の日から起算して五年に達した場合におけるその五年に達した日後については、百分の二）を乗じて得た額に、施行日から平成二十七年三月三十一日までの間にあっては百分の百を、同年四月一日から平成二十八年三月三十一日までの間にあっては百分の七十を、同年四月一日から平成二十九年三月三十一日までの間にあっては百分の四十を乗じて得た額（その額に一円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）とする。

人事委員会規則八一五（職員の勤務時間、休暇等に関する規則）の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十六年三月十三日

宮城県人事委員会

委員長 高 橋 俊 一

○人事委員会規則八一五―三十四

人事委員会規則八一五（職員の勤務時間、休暇等に関する規則）の一部を改正する規則

人事委員会は、職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成七年宮城県条例第七号）に基づき、人事委員会規則八一五（職員の勤務時間、休暇等に関する規則）の一部を次のように改正する。

第二十一条第一号中「この号」を「この条」に改め、同条中第二項を第四項とし、第一項の次に次の二項を加える。

2 任命権者は、前項第三号に規定する期間の計算に当たっては、職員から病気休暇の請求（疾病に係るものに限る。）があつた場合において、当該職員が当該請求に係る疾病と同一であると認められる疾病による一以上の病気休暇（以下「先の病気休暇」という。）を取得していたとき、又は当該職員が先の病気休暇を取得し、及び当該請求に係る疾病と同一であると認められる疾病による一以上の病気休暇（法第二十八条第二項第一号に掲げる場合に該当することを理由とする同項の規定による休暇をいう。以下「先の病気休暇」という。）の処分を受けていたときは、それぞれの先の病気休暇又は先の病気休暇の期間（その期間が延長された場合にあつては、その延長後の期間）が連続し、又はそれらの間の期間が百八十日以内で断続しており、かつ、直近の先の病気休暇から復帰し、又は先の病気休暇から復職した後百八十日以内に当該請求に係る病気休暇を取得するときその他の先の病気休暇の事由とされた疾病が継続していると認められるときに限り、当該請求に係る病気休暇の期間と先の病気休暇の期間を通算することができる。

3 派遣職員等が第一項第二号又は第三号に掲げる場合に該当し派遣先で病気休暇に相当する休暇の承認を受けていた場合におけるこれらの号に規定する期間の計算については、人事委員会が定める。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、平成二十六年四月一日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の人事委員会規則八一五（職員の勤務時間、休暇等に関する規則。以下「規則」という。）第二十一条第二項の規定は、この規則の施行の日（以下「施行日」という。）以後に取得する病気休暇から適用する。ただし、同条第一項第三号の場合（疾病により療養を要する場合に限る。以下同じ。）に該当し、施行日の前日までに開始する病気休暇（以下「施行日前の病気休暇」という。）を取得し、又は当該施行日前の病気休暇の期間の終了後三十日以内に当該施行日前の病気休暇の事由とされた疾病と同一であると認められる疾病により法第二十八条第二項第一号に掲げる場合に該

当することを理由として施行日の前日までの日を期間の初日とする同項の規定による休暇の処分を受け、若しくは当該処分につき続き職員の分限に関する条例（昭和二十六年宮城県条例第五十一号）第四条第二項の規定による延長の処分（施行日の前日までの日を期間の初日とするものに限る。）を受けた職員が、当該施行日前の病気休暇若しくは当該休暇の期間又はこの項の規定によりその期間の計算についてなお従前の例によることとされる病気休暇の期間の終了後三十日以内に再び施行日前の病気休暇の事由とされた疾病と同一であると認められる疾病により施行日以後の日を期間の初日とする病気休暇を取得しようとする場合における当該病気休暇の期間の計算については、なお従前の例による。

3 前項の規定にかかわらず、任命権者は、規則第二十一条第三号の場合に該当し施行日前の病気休暇を取得した職員が、当該施行日前の病気休暇の期間が終了し、勤務に服してから三十日以内に当該施行日前の病気休暇の事由とされた疾病と同一であると認められる疾病により法第二十八条第二項第一号の規定に該当することを理由として、施行日以後の日を期間の初日とする同項の規定による休暇の処分を受け、又は施行日の前日までの日を期間の初日とする同項の規定による休暇の処分（職員の分限に関する条例第四条第二項の規定による延長の処分を含む。）に引き続き、施行日以後の日を期間の初日とする同項の規定による延長の処分を受け、当該休暇の期間又は延長の期間終了後百八十日以内に再び施行日前の病気休暇の事由とされた疾病と同一であると認められる疾病により病気休暇の承認を受けようとする場合における当該病気休暇の期間の計算については、当該病気休暇の期間と施行日前の病気休暇の期間を通算することができるものとする。

人事委員会規則八一六（学校職員の勤務時間、休暇等に関する規則）の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十六年三月十三日

宮城県人事委員会

委員長 高 橋 俊 一

○人事委員会規則八一六―三十三

人事委員会規則八一六（学校職員の勤務時間、休暇等に関する規則）の一部を改正する規則

人事委員会は、学校職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成七年宮城県条例第八号）に基づき、人事委員会規則八一六（学校職員の勤務時間、休暇等に関する規則）の一部を次のように改正する。

第十九条第一項第一号中「この号」を「この条」に改め、同条中第二項を第四項とし、第一項の次に次の二項を加える。

2 任命権者等は、前項第三号に規定する期間の計算に当たっては、学校職員から病気休暇の請求（疾

病に係るものに限る。)があつた場合において、当該学校職員が当該請求に係る疾病と同一であると認められる疾病による一以上の病気休暇(以下「先の病気休暇」という。)を取得していたとき、又は当該学校職員が先の病気休暇を取得し、及び当該請求に係る疾病と同一であると認められる疾病による一以上の病気休暇(法第二十八条第二項第一号に掲げる場合に該当することを理由とする同項の規定による休職をいう。以下「先の病気休暇」という。)の処分を受けていたときは、それぞれの先の病気休暇又は先の病気休暇の期間(その期間が延長された場合にあつては、その延長後の期間)が連続し、又はそれらの間の期間が百八十日以内で断続しており、かつ、直近の先の病気休暇から復帰し、又は先の病気休暇から復職した後百八十日以内に当該請求に係る病気休暇を取得するときその他の先の病気休暇の事由とされた疾病が継続していると認められるときに限り、当該請求に係る病気休暇の期間と先の病気休暇の期間を通算することができる。

3 派遣学校職員等が第一項第二号又は第三号に掲げる場合に該当し派遣先で病気休暇に相当する休暇の承認を受けていた場合におけるこれらの号に規定する期間の計算については、人事委員会が定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成二十六年四月一日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の人事委員会規則八一六(学校職員の勤務時間、休暇等に関する規則。以下「規則」という。)第十九条第二項の規定は、この規則の施行の日(以下「施行日」という。)以後に取得する病気休暇から適用する。ただし、同条第一項第三号の場合(疾病により療養を要する場合に限る。以下同じ。)に該当し、施行日の前日までに開始する病気休暇(以下「施行日前の病気休暇」という。)を取得し、又は当該施行日前の病気休暇の期間の終了後三十日以内に当該施行日前の病気休暇の事由とされた疾病と同一であると認められる疾病により法第二十八条第二項第一号に掲げる場合に該当することを理由として施行日の前日までの日を期間の初日とする同項の規定による休職の処分を受け、若しくは当該処分に引き続き職員に限るの条例(昭和二十六年宮城県条例第五十一号)第四条第二項の規定による延長の処分(県費負担教職員の任免、分限及び懲戒に関する条例(昭和三十一年宮城県条例第三十六号)によりその例によることとされる処分を含む。以下同じ。)で施行日の前日までの日を期間の初日とするものを受けた学校職員が、当該施行日前の病気休暇若しくは当該休職の期間又はこの項の規定によりその期間の計算についてなお従前の例によることとされる病気休暇の期間の終了後三十日以内に再び施行日前の病気休暇の事由とされた疾病と同一であると認められる疾病により施行日以後の日を期間の初日とする病気休暇を取得しようとする場合にお

ける当該病気休暇の期間の計算については、なお従前の例による。

3 前項の規定にかかわらず、任命権者等は、規則第十九条第一項第三号の場合に該当し施行日前の病気休暇を取得した学校職員が、当該施行日前の病気休暇の期間が終了し、勤務に服してから三十日以内に当該施行日前の病気休暇の事由とされた疾病と同一であると認められる疾病により法第二十八条第二項第一号の規定に該当することを理由として、施行日以後の日を期間の初日とする同項の規定による休職の処分を受け、又は施行日の前日までの日を期間の初日とする同項の規定による休職の処分(職員の分限に関する条例第四条第二項の規定による延長の処分を含む。)に引き続き、施行日以後の日を期間の初日とする同項の規定による延長の処分を受け、当該休職の期間又は延長の期間終了後百八十日以内に再び施行日前の病気休暇の事由とされた疾病と同一であると認められる疾病により病気休暇の承認を受けようとする場合における当該病気休暇の期間の計算については、当該病気休暇の期間と施行日前の病気休暇の期間を通算することができるものとする。

○人事委員会告示第一号

人事委員会は、人事委員会規則二一二(他の機関及び事務局長に対する権限の委任)に基づき、平成二十六年三月十三日

宮城県人事委員会

委員長 高 橋 俊 一

一 二中(㉔)を(㉔)とし、(㉔)から(㉔)までを(㉔)から(㉔)までとし、(㉔)の次に次のように加える。

(㉔) 規則八一五第二十一条第三項に規定する人事委員会の定める期間の計算について定めること。

二 この告示の効力の発生する日

平成二十六年四月一日

○人事委員会告示第二号

人事委員会は、人事委員会規則二一二(他の機関及び事務局長に対する権限の委任)に基づき、平成十四年人事委員会告示第九号(人事委員会の権限(学校職員の勤務時間等の基準等)の一部の委任の一部を次のように改正した。

平成二十六年三月十三日

宮城県人事委員会

委員長 高 橋 俊 一

一 二中(㉔)を(㉔)とし、(㉔)から(㉔)までを(㉔)から(㉔)までとし、(㉔)の次に次のように加える。

(㉔) 規則八一六第十九条第三項に規定する人事委員会の定める期間の計算について定めること。

二 この告示の効力の発生する日

平成二十六年四月一日

○人事委員会告示第三号

人事委員会は、人事委員会規則二一二（他の機関及び事務局長に対する権限の委任）に基づき、昭和四十五年人事委員会告示第四号（人事委員会の権限（特地勤務手当等）の一部の委任）の一部を次のように改正した。

平成二十六年三月十三日

宮城県人事委員会

委員長 高 橋 俊 一

一 二の(三)を(五)とし、同中「第九条」を「第十一条」に改め、(二)の次に次のように加える。

(三) 規則七―六十二第九条第一項に規定する人事委員会の定める場合を定めること。

(四) 規則七―六十二第九条第二項に規定する人事委員会の定めるところを定めること。

二 この告示の効力の発生する日

平成二十六年四月一日